

産業廃棄物の管理は
オンラインネットワークで行う
電子マニフェストで。

廃棄物処理法
法令適合



株式会社HARITAは

“電子マニフェスト”

サポートいたします。

手間が
少なく

登録が
カンタンで

より
安心に

もう、紙マニフェストによる

記入・押印・照合・保管が不要

手が汚れず、スマホ・パソコンでいつでも、
マニフェストの登録がスピーディーに。



 **HARITA**

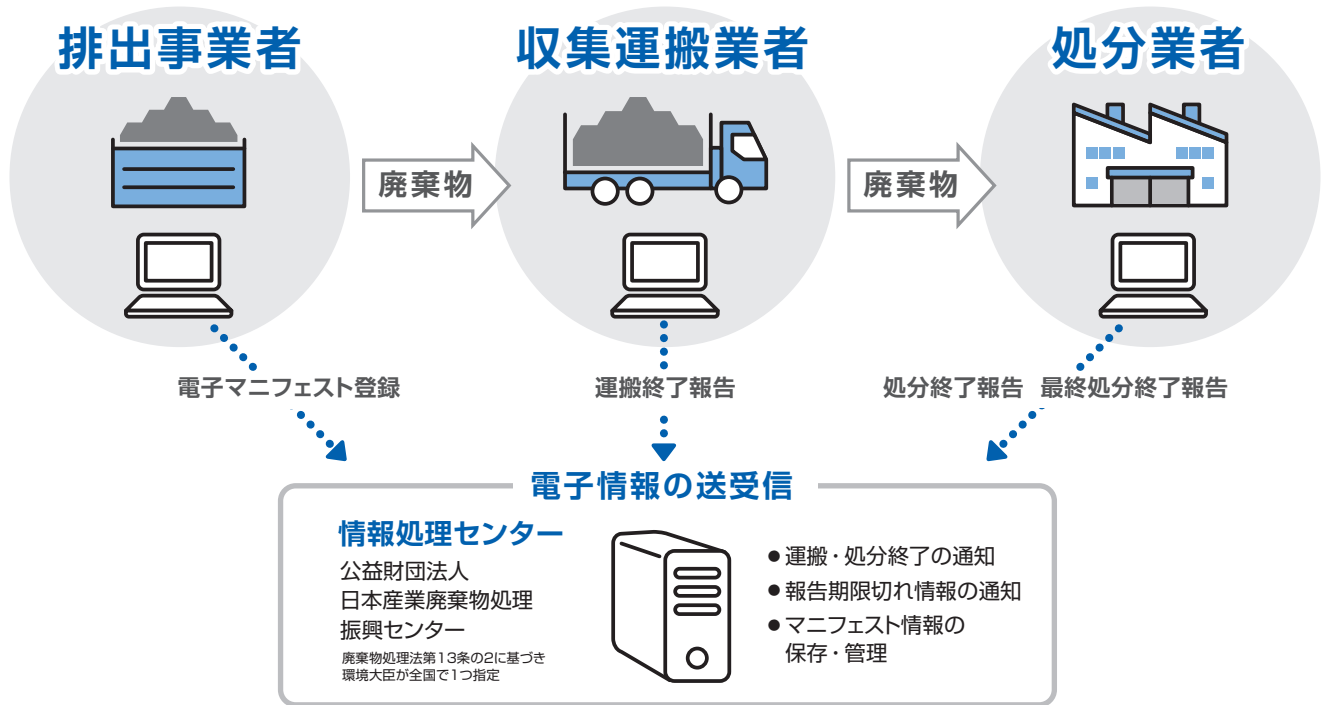
〒939-0135 富山県高岡市福岡町本領1053-1

☎ 0766-92-1577 📠 0766-64-3046 🌐 <https://www.harita.co.jp/>

各種お問い合わせ先：弊社営業窓口、または0120-53-0274(営業企画グループ)まで。

電子マニフェストとは?

マニフェスト情報を電子化し、「排出事業者」、「収集運搬業者」、「処分業者」の3者が情報処理センターを介したネットワークでやりとりする仕組みです。



紙マニフェストと比較すると **メリット** がいっぱい。

紙マニフェスト	電子マニフェスト
① マニフェスト交付・記入	① 電子マニフェスト登録
② B2票の返送確認 A票との照合	② 処理終了通知メール確認
③ D票の返送確認 A・B2票との照合	
④ E票の返送確認 A・B2・D票との照合	
⑤ ファイリング 5年間保存	
⑥ 年1回の報告業務	

こんなにシンプル!!

法令順守	コストダウン	スピードアップ	環境負荷低減
<p>法定記載事項漏れ・紛失や汚損を防止</p> <p>報告期限間近にメールで通知</p>	<p>マニフェスト5年間保管の不要</p> <p>管理票交付等状況報告が不要</p>	<p>パターンを使用し、簡単登録</p> <p>処理状況の確認が容易</p>	<p>ペーパーレス化</p> <p>紙マニフェスト作業による手の汚れ解消</p>

導入までの流れ

1. JWNETへ加入

JWNETのWEBサイトにアクセスし、加入申し込みをします。

ここからお申し込みください。



<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

2. 環境設定

廃棄物種類、運搬業者、処分業者、電子マニフェストパターンを設定します。

3. 運用開始

電子マニフェスト登録・予約登録の運用を開始します。